

東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び東大阪市水道事業及び下  
水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年東大阪市条例第  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第  
2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改め  
る。

(東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年東大阪市条  
例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。